平成２３年（フ）第１５２４号
福岡市中央区小笹４丁目５番2025号
債務者　池田　さち（旧姓菓）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５８号
福岡市中央区平尾２丁目13番27―602号
債務者　手島　麗佳（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６８号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―1105号
債務者　友清　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３１号
福岡市東区箱崎７丁目20番11―1105号
債務者　重永　唯美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１号
佐賀県鹿島市大字高津原1786番地１　イワナガハイツ２号
債務者　奥川　弘一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５６号
福島県いわき市好間町上好間字上野原102番地
債務者　田崎　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１２２号
佐賀県嬉野市塩田町大字真崎464番地１　サンローズ103号
債務者　榮岩真由美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３９号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1103番地　大坪アパート３号
債務者　古川百合子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２７４号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1288番地12　ハイツＢＯＲＯＹＡ
債務者　宮野　亮二
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
秋田市豊岩石田坂字九十田117番地16
債務者　会場　幸美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
秋田市外旭川字八幡田201番地３
債務者　工藤　和志
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０号
秋田市仁井田字横山195番地２
債務者　鈴木已知子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７号
山梨県南アルプス市下高砂167番地
債務者　山本　由起
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
山梨県笛吹市春日居町小松876番地１　飯島高吉アパートＢ号
債務者　新宮　富男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１県営赤嶺市街地住宅１―310
債務者　仲宗根弘子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８６号
沖縄県浦添市城間４丁目36番１―202号城間団地
債務者　岡野　悦子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５８号
福島県白河市高山西167番地13　サンデュエルツインフォート新白河606号室
債務者　穴澤　美華
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係